

# 自衛官の小西参議院議員に対する暴言を含む不適切発言事案について (最終報告)

30.5.8  
防衛省

## 1 はじめに

- 4月16日午後8時40分頃、統合幕僚監部指揮通信システム部所属の幹部自衛官（3等空佐）が、小西参議院議員（参議院外交防衛委員会委員）に対して暴言を含む不適切な発言を行った。
- 言うまでもなく、国会議員は、国民の代表として国会による内閣に対する監督（自衛隊に対する文民統制を含む）の機能を担う立場にあるが、幹部自衛官はもとより自衛隊員がこのような暴言を含む不適切な発言を行うことは断じてあってはならない。
- 隊員は、常に品位を重んじ、いやしくも隊員としての信用を傷つけ、又は自衛隊の威信を損するような行為をしてはならないことは当然である。
- 防衛省として、小西参議院議員に対して重ねてお詫び申し上げるとともに、現職の自衛官がこのような事案を起こしたことについては、国会議員及び国民の皆様方に対して誠に申し訳なく思っており、本日、調査結果に基づき本人に対する処分を行うとともに、再発防止策を実施することとした。

## 2 調査結果

- この事案については、統合幕僚監部において調査を実施し、本人に対する事情聴取を50時間以上にわたり行い、繰り返し現場の状況を聴取するとともに、小西議員のお話しと相違する点について、再三、問い質した（本人の供述：別紙第1）。
- また、防衛事務次官、人事教育局長、職場の上司や同僚から、当時の状況や日頃の本人の発言や勤務態度等について、事情聴取に代わる答申書を提出させるとともに、人事教育局長等に対する聴取も行われた。さらに、警察に対して現場の状況を問い合わせ、回答を頂いた（関係者の供述等：別紙第2）。

出典：防衛省提出資料より小西洋之事務所  
平成30年5月15日 参議院外交防衛委員会 立憲民主党・民友会 小西洋之

- 併せて、小西議員の現場の状況についての細部のお話し（議員の発言したブログ等）（別紙第3）に基づき本人に対する事実関係の確認を行った。
- 調査の結果、本人が小西議員に対して暴言を含む不適切な発言（「馬鹿」「気持ち悪い」「国益を損なう」「国民の命を守ることと逆行」など）を行ったことは確認できた。
- 他方、「国民の敵」という言葉については、小西議員は本人から何度も発言され罵られたとしており、現場から又は事案後ほどなく、電話にて、防衛事務次官及び人事教育局長に対してそのことを伝え、防衛事務次官は「お前は敵だ」と記憶し、人事教育局長は「国民の敵」とメモに記録しているが、本人は一貫してその言葉は発言していないとしている。

### 3 本人に対する処分等

- 本人の発言は自衛隊法第58条「品位を保つ義務」に明らかに違反するため、従来の事例を考慮し、「訓戒」の処分を行う。
- 本人を5月中旬に、統合幕僚監部から異動させ、航空自衛隊西部航空方面隊司令部（福岡県春日市）勤務とする。

### 4 再発防止策

今回の事案については、現職の幹部自衛官が、国民の代表である国会議員に対して暴言を含む不適切な発言を行い、服務義務に反したものであるが、これが文民統制の趣旨に照らして問題があるとの指摘も踏まえつつ、こうした事案を断じて繰り返さないよう、事務次官通達（別紙第4）を発出し、以下の再発防止策を講ずる。

- 速やかに、今回の事案に関する教育資料（議員等から指摘された文民統制の確保に関すること等も含む）を作成し、教育機関及び各部隊等に配布した上で、隊員全員に必要な教育を実施。
- 自衛隊法第58条「品位を保つ義務」をはじめ、隊員の服務義務について、改めて隊員全員に周知徹底。

### 5 その他

今回の事案に関する報道において匿名の防衛省幹部による不適切な発言が紹介されているが、改めて省内において、対外発信の適正な手続きについて周知徹底を図る措置を講ずる。

## 国会・国会議員による文民統制等に関する政府見解

### ■193-衆-外務委員会-5号 平成29年03月17日

○稲田国務大臣 文民統制とは、民主主義国家における軍事に対する政治の優先、または軍事力に対する民主主義的な政治統制を指し、民主主義国家においては確保されなければならない重要な原則であると認識をいたしております。

我が国においては、国会、内閣、防衛省の各レベルで厳格な文民統制の制度を採用しており、防衛省においては、文民統制の主体たる防衛大臣が、副大臣や政務官等から補佐を得つつ、自衛隊の隊務を統括しております。

### ■189-参-本会議-19号 平成27年05月20日

○国務大臣（中谷元君） …文民統制とは、民主主義国家における軍事に対する政治の優先を意味するものであり、我が国においても、自衛隊が国民の意思によって整備、運用されることを確保するため、国民を代表する国会や、国会に対して連帯して責任を負う内閣が自衛隊を統制する責務を負うこととし、各レベルでの厳格な文民統制の制度を採用しております。…

我が国においては、自衛隊が国民の意思によって運用、整備されることを確保するため、各レベルでの厳格な文民統制の制度を採用しており、国民を代表する国会が、自衛官の定数、主要組織などを法律、予算の形で議決し、また防衛出動などの承認を行うこととされております。さらに、憲法において、議院内閣制の下、国会が内閣監督の機能を果たすことが規定をされております。

このように、我が国においては、国民を代表する国会が自衛隊を統制しており、御指摘のようないわゆる政治の暴走は想定されません。（略）

### ■参議院議員小西洋之君提出内閣法制局長官と法の支配に関する質問に対する答弁書（内閣参質一八七第一〇五号 平成二十六年十一月二十八日） 抜粋

一について

（略）。国会での審議の場における国会議員による内閣に対する質問は、憲法が採用している議院内閣制の下での国会による内閣監督の機能の表れであると考えている。

■189-参-外交防衛委員会-16号 平成27年05月26日

○糸数慶子君 ……文民統制に関する政府統一見解によりますと、我が国の文民統制は、国会における統制、内閣、これは国家安全保障会議も含まれますが、内閣による統制とともに、防衛省における統制があるとのことであります。

この三つの文民統制について、政府はそれぞれどのような内容のものとして解釈しているのでしょうか。また、これらの統制に優劣関係があると政府は考えているのでしょうか、御説明をお願いいたします。

○国務大臣（中谷元君） 三つのうち、まず国民を代表する国会は、自衛官の定数、主要組織などを法律、予算の形で議決をし、防衛出動などの承認を行います。また、憲法において、議院内閣制の下で国会が内閣監督の機能を果たすことが規定をされております。

国の防衛に関する事務は、一般行政事務として内閣の行政権に完全に属しており、内閣は行政権の行使について国会に対し連帯して責任を負うこととされております。国会の指名に基づいて任命される内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊に対する最高指揮監督権を有しております。

内閣総理大臣により任命される防衛大臣は、内閣を組織する国務大臣として国の防衛に関する事務を分担、管理しています。

このように、三つの文民統制に対する制度がございます。

---

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）

（品位を保つ義務）

第五十八条 隊員は、常に品位を重んじ、いやしくも隊員としての信用を傷つけ、又は自衛隊の威信を損するような行為をしてはならない。

2 自衛官、自衛官候補生、学生及び生徒は、防衛大臣の定めるところに従い、制服を着用し、服装を常に端正に保たなければならない。

出典：国会会議録および条文より小西洋之事務所作成  
平成30年5月15日 参議院外交防衛委員会 立憲民主党・民友会 小西洋之

## 自衛隊員に係る政治的行為の制限に関する規定

### ○自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)(抄)

#### (政治的行為の制限)

第六十一条 隊員は、政党又は政令で定める政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法をもつてするを問わず、これらの行為に關与し、あるいは選挙権の行使を除くほか、政令で定める政治的行為をしてはならない。

2・3 略

### ○自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)(抄)

#### (政治的目的の定義)

第八十六条 法第六十一条第一項に規定する政令で定める政治的目的は、次に掲げるものとする。

- 一 衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長、地方公共団体の議会の議員又は海区漁業調整委員会の委員の選挙において、特定の候補者を支持し、又はこれに反対すること。
- 二 最高裁判所の裁判官の任命に関する国民審査において、特定の裁判官を支持し、又はこれに反対すること。
- 三 特定の政党その他の政治的団体を支持し、又はこれに反対すること。
- 四 特定の内閣を支持し、又はこれに反対すること。
- 五 政治の方向に影響を与える意図で特定の政策を主張し、又はこれに反対すること。
- 六 国又は地方公共団体の機関において決定した政策(法令に規定されたものを含む。)の実施を妨害すること。
- 七 地方自治法に基づく地方公共団体の条例の制定若しくは改廃又は事務監査の請求に関する署名を成立させ、又は成立させないこと。
- 八 地方自治法に基づく地方公共団体の議会の解散若しくは法律に基づく公務員の解職の請求に関する署名を成立させ、若しくは成立させず、又はこれらの請求に基づく解散若しくは解職に賛成し、若しくは反対すること。

#### (政治的行為の定義)

第八十七条 法第六十一条第一項に規定する政令で定める政治的行為は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 政治的目的のために官職、職権その他公私の影響力を利用すること。
- 二 政治的目的のために寄附金その他の利益を提供し、又は提供せず、その他政治的目的を持つなんらかの行為をし、又はしないことに対する代償又は報酬として、任用、職務、給与その他隊員の地位に関してなんらかの利益を得若しくは得ようと企て、又は得させようとし、あるいは不利益を与え、与えようと企て、又は与えようとおびやかすこと。
- 三 政治的目的をもつて、賦課金、寄附金、会費若しくはその他の金品を求め、若しくは受領し、又はなんらの方法をもつてするを問わず、これらの行為に關与すること。
- 四 政治的目的をもつて、前号に定める金品を国家公務員に与え、又は支払う

- こと。
- 五 政党その他の政治的団体の結成を企画し、結成に参加し、又はこれらの行為を援助すること。
  - 六 特定の政党その他の政治的団体の構成員となるように又はならないように勧誘運動をすること。
  - 七 政党その他の政治的団体の機関紙たる新聞その他の刊行物を発行し、編集し、若しくは配布し、又はこれらの行為を援助すること。
  - 八 政治的目的をもつて、前条第一号に掲げる選挙、同条第二号に掲げる国民審査の投票又は同条第八号に掲げる解散若しくは解職の投票において、投票するように又はしないように勧誘運動をすること。
  - 九 政治的目的のために署名運動を企画し、主宰し、若しくは指導し、又はこれらの行為に積極的に参与すること。
  - 十 政治的目的をもつて、多数の人の行進その他の示威運動を企画し、組織し、若しくは指導し、又はこれらの行為を援助すること。
  - 十一 集会その他多数の人に接し得る場所で又は拡声器、ラジオその他の手段を利用して、公に政治的目的を有する意見を述べること。
  - 十二 政治的目的を有する文書又は図画を国の庁舎、施設等に掲示し、又は掲示させ、その他政治的目的のために国の庁舎、施設、資材又は資金を利用し、又は利用させること。
  - 十三 政治的目的を有する署名又は無署名の文書、図画、音盤又は形象を発行し、回覧に供し、掲示し、若しくは配布し、又は多数の人に対して朗読し、若しくは聴取させ、あるいはこれらの用に供するために著作し、又は編集すること。
  - 十四 政治的目的を有する演劇を演出し、若しくは主宰し、又はこれらの行為を援助すること。
  - 十五 政治的目的をもつて、政治上の主義主張又は政党その他政治的団体の表示に用いられる旗、腕章、記章、えり章、服飾その他これに類するものを製作し、又は配布すること。
  - 十六 政治的目的をもつて、勤務時間中において、前号に掲げるものを着用し、又は表示すること。
  - 十七 なんらの名義又は形式をもつてするを問わず、前各号の禁止又は制限を免かれる行為をすること。

2 前項各号に掲げる行為（第三号の場合においては、前項第十六号に掲げるものを除く。）は、次の各号に掲げる場合においても、法第六十一条第一項に規定する政治的行為となるものとする。

- 一 公然又は内密に隊員以外の者と共同して行う場合
- 二 自ら選んだ又は自己の管理に属する代理人、使用人その他の者を通じて間接に行う場合
- 三 勤務時間外において行う場合

出典：防衛省提出資料より小西洋之事務所作成  
平成30年5月15日 参議院外交防衛委員会 立憲民主党・民友会 小西洋之

し又はこれに反対する」ことには当たらないといえよう。

(4) 特定の内閣の支持又は不支持 (人規一四一七 5④)

「特定の内閣を支持し又はこれに反対すること。」

「特定の内閣を支持し又はこれに反対する」とは、特定の内閣が存続するように又は成立するように、あるいはそれが存続しないよう又は成立しないようにすることをいう。例えば、現内閣に対し「〇〇(首相の氏名)内閣打倒」と書いたプラカードを掲げることは、ここでいう政治的目的に該当する。また、特定の内閣の首相や閣員を支持し又は反対することも、ここでいう政治的目的を有するものと認められる。しかし、内閣総理大臣以外の特定の閣員に対する支持又は反対は、本号の政治的目的には該当しないと考えられる。

(5) 特定の政策の主張又は反対 (人規一四一七 5⑤)

「政治の方向に影響を与える意図で特定の政策を主張し又はこれに反対すること。」

「政治の方向に影響を与える意図」とは、憲法に定められた民主主義政治の根本原則を変更しようとする意図をいい、「特定の政策」とは、政治の方向に影響を与える程度のものであることを必要とすると解されている。したがって、特定の政策の実現を主張したり、特定の法案の成立に反対したりする場合であっても、それが憲法に定められている民主主義政治の根本原則を変更しようとするものでない限り、ここら政治的目的には該当しないことになる。

(6) 国の機関等で決定した政策の実施の妨害 (人規一四一七 5⑥)

「国の機関又は公の機関において決定した政策(法令、規則又は条例に包含されたものを含む)の実施を妨害すること。」

「国の機関又は公の機関において決定した政策」とは、国会、内閣、内閣の統轄下にある行政機関、地方公共団体等、政策の決定について公の権限を有する機関が正式に決定した政策をいう。換言すれば、当該機関がその権限に基づいて決定した政策で、実施することのできる段階にあるものをいう。例えば、政策が法律で定められるべき事項を内容とするものである場合には、それが国会で議決されて法律となったものをいい、法律案の段階ではこれに当たらない。

なお、「公の機関」とは、国の機関に準じた公共的な性格を備えた機関をいうと解されており、地方公共団体やこれに相当する公法人の機関で、政策を決定し得るものがそれに該当することになる。

また「実施を妨害する」とは、その手段、方法のいかんを問わず、有形無形の威力をもつて組織的、計画的又は継続的に政策の目的の達成を妨げることをいう。単に政策の批判を行うことは、ここでいう「実施を妨害すること」には当たらないものと考えられる。

(7) 条例の制定、改廃等に関する署名の成立又は不成立 (人規一四一七 5⑦)

「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)に基く地方公共団体の条例の制定若しくは改廃又は事務監査の請求に関する署名を成立させ又は成立させないこと。」

ここで「署名を成立させ」とは、地方自治法第七十四条(条例の制定、改廃の請求)又は第七十五条(監査の請求)に定める数に達する選挙権者の連署を得ることをいう。例えば、地方公共団体の事務監査の直接請求の請求代表者となることは、本号の政治的目的に該当するが、個人として署名することは該当しない。

(8) 地方公共団体の議会の解散、長の解職等の請求の署名の成立又は不成立 (人規一四一七 5⑧)

「地方自治法に基く地方公共団体の議会の解散又は法律に基く公務員の解職の請求に関する署名を成立させ若しくは成立させず又はこれらの請求に基く解散若しくは解職に賛成若しくは反対すること。」

「地方自治法に基く地方公共団体の議会の解散の請求」とは、地方自治法第七六条に定める地方公共団体の議会の解散の請求をいい、「法律に基く公務員の解職の請求」とは、同法第八〇条に定める地方公共団体の議会の議員の解職の請求、同法第八一条に定める地方公共団体の長の解職の請求及び同法第八六条に定める地方公共団体の副知事、副市長等の解職の請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項に定める教育委員会の委員の解職の請求(平成二十七年四月一日以降は、教育委員会の教育長又は委員の解職の請求)、農業委員会等に関する法律第一四条第一項に定める農業委員会委員の解任の請求並びに漁業法第九九条第一項に定める海区漁業調整委員会の委員の解職の請求をいうものである。

次に「署名を成立させ」とは、これらの議会の解散や公務員の解職の請求に必要な数に達する選挙権者の連署又は署名を得ることをいう。また、「賛成若しくは反対する」とは、これら解散や解職の請求において、賛成投票や反対投票を得たり、又は得ないようにするため影響を与えることをいう。

3 政治的行為

この行為もそれ自体が政治的目的を持つ行為であるから、前項で述べた政治的目的を持つことは要件とされない。例えば、政党の機関紙を職場で配布する行為は本号の制限に抵触する。したがって、たまたま自分が読んでいた政党機関紙を同席の友人に貸して読ませるような行為は該当しない。また、政党機関紙へ単に投書する行為も該当しない。

(8) 選挙での投票勧誘運動（人規一四一七 6⑧）

「政治的目的をもって、第五項第一号に定める選挙、同項第二号に定める国民審査の投票又は同項第八号に定める解散若しくは解職の投票において、投票するように又はしないように勧誘運動をすること。」

「勧誘運動」とは、前述した第六号の勧誘運動に準じて考えればよい。したがって、例えば、選挙の際にたまたま通で会った友人に特定の候補者への投票を依頼するような行為は、本号の政治的行為には該当しない。また、例えば、町長のリコーが行われる場合に単に署名押印することは本号に該当しない。

しかし、例えば、特定の公職の候補者が掲げるポスターに職員が推薦人としてその名前を記載することは、人規一四一七第五項第二号に規定する政治的目的を持って、本号に掲げる政治的行為を行うことになる。また、公選法第一四二条に定める選挙票書に特定の候補者の推薦人として氏名を捺印する場合も同様である。

(9) 署名運動の企画・指導等（人規一四一七 6⑨）

「政治的目的のために署名運動を企画し、主宰し又は指導しその他これに積極的に参与すること。」

ここにいう「運動」と「企画し」とは、3(6)で述べた「政党への入党勧誘運動等」の「勧誘運動をすること」、3(6)で述べた「政党の結成の企画等と政党役員への就任等」の「企画し」にそれぞれ準じて解釈することになる。「主宰」とは、実施について自らの責任で総括的な役割を演ずることをいう。「指導し」とは、樹立された計画に基づいて実施を具体的に指導することをいう。「その他これに積極的に参与すること」とは、署名運動を企画、主宰、指導する者を助け、あるいはその者の指示を受けて署名運動において推進的な役割を演ずることをいう。例えば、地方自治法に定める条例の制定改廃や事務監査の請求に際して、単に署名をすることは本号の政治的行為に該当しないが、これらの請求の代表者となる場合は該当することになる。

(10) 示威運動の企画等（人規一四一七 6⑩）

「政治的目的をもって、多数の人の行進その他の示威運動を企画し、組織し若しくは指導し又はこれらの行為を援助すること。」

「示威運動」とは、多数の威力を示すために公衆の目につきやすい道路、広場等で行進するなどの行為をいう。ここで禁止されるのは「示威運動の企画、指導等」の行為であって、単に示威運動に参加することは、本号には該当しない。

(11) 集会における意見の公表等（人規一四一七 6⑪）

「集会その他多数の人に接し得る場所で又は拡声器、ラジオその他の手段を利用して、公に政治的目的を有する意見を述べること。」

「集会」とは、屋内屋外を問わず、一定の目的のための人の集合をいう。「多数の人に接し得る場所」とは、例えば、公会堂、公園、御路などといふ、現に多数の人が参集していることは必要としないが、参集し得る状態にあることを要する。また、「拡声器、ラジオその他の手段を利用し」とは、多数の人に意見を伝達することができる手段を用いることであり、この場合は多数の人に接し得る場所で行うと否とを問わない。さらに、「公に」とは、不特定多数の人を対象にすることであり、例えば、特定の会員だけが参加した非公開の会合で政治的意図を有する意見を述べるようなことは本号の政治的行為には該当しない。

(12) 国又は行政執行法人の庁舎・施設等への文書等の掲示等（人規一四一七 6⑫）

「政治的意図を有する文書又は図画を国又は行政執行法人の庁舎（行政執行法人にあつては、事務所。以下同じ）、施設等に掲示し又は掲示させその他政治的意図のために国又は行政執行法人の庁舎、施設、資材又は資金を利用し又は利用させること。」

本号の政治的行為のうち、後段の行為は政治的意図のためにすることが必要であるが、前段の行為は行為の目的物である文書や図画が政治的意図を持っていることが要件である。この「文書又は図画」には、新聞、図書、書簡、壁新聞、パンフレット、リーフレット、ビラ、チラシ、プラカード、ポスター、絵画、グラフ、写真、映画などのほか、黒板に白墨で記載した文字や図形なども含まれる。本項第七号の「政党その他の政治的団体の機関紙たる新聞その他の刊行物」も、ここにいう「文書又は図画」に含まれる。

小野寺大臣ぶら下がり取材（聞き取りのまま）（抜粋）

日時：30. 4. 17（火）1755～1759

場所：A棟1階ロビーぶら下がり

Q：大臣、今日、統合幕僚監部の幹部自衛官が小西議員に対して暴言と受け取られる発言をしたということですが、改めて受け止めをお願いします。

A：事実関係を確認をして、適正に対処したいと思っておりますが、小西議員に不快な思いをさせたのであれば申し訳ないと思っておりますし、統合幕僚監部の職員ということですので、統合幕僚長が小西議員の事務所に行ってお詫びをしたとの報告を受けております。いずれにしても、やはり国民の代表であります議員に対して、特に防衛省・自衛隊はしっかりと説明をする、また対応についてもやはり社会人としての適正な対応をするということは大切だと思います。

Q：一連のことと併せて、国民の側に何か防衛省・自衛隊の中で国民から想像のつかないような何か不穏な動きがあるというふうに受け取られているようですが、

A：いや、そういうことは全然ありません。事実を聞くと、ジョギング中という中でそういうことがあったということではありますが、まだ事実が正確にはわかりませんが、いずれにしても、小西議員に不快な思いをさせたということに関しては、これは統幕長を含め私どもから申し訳ないという気持ちだと思います。

Q：自衛隊法に記した自衛隊員の政治的な行為、あるいは政治的な発言とも取られかねないと思うのですが、この点、正に文民統制。

A：詳細はわかりませんが、いずれにしても、私どもとして自衛隊の中のしっかりとした規則の中で対応していくということだと思います。若い隊員がいますので、様々な思いもあり彼も国民の一人でありますので当然思うことはあると思います。それをやはり口にするかどうかというのは、それぞれ自分の置かれた立場というのを慮って対応すべきだと思っております。

以上

出典：防衛省提出資料より小西洋之事務所作成  
平成30年5月15日 参議院外交防衛委員会 立憲民主党・民友会 小西洋之

陸軍大臣日記



陸軍大臣日記 二月二十六日午後三時二分  
東京警備司令部

一 蹶起ノ趣旨ニ就テハ 天聽ニ達セ

ニシテアリ

二 諸子ノ行動ニ國体顯現ノ至情ニ基

キモノト認ム

三 國体ノ真姿顯現(弊風ヲ含ム)ニ就

テハ恐懼ニ堪ヘス

四 各軍事參議官ニ一致シテ右ノ趣旨ニ

依リ邁進スルコトヲ申合ハセタリ

五 之ト以外ニハ 大御心ニ待ツ

(注) 右ノ「天體」條實ハ「天國顯現」ヲ指ス。